

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成31年1月24日（木）

午前9時55分～午前11時20分

場 所：湯河原小学校会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者 菅沼学校教育課長、富田教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長
鈴木非常勤指導主事

高橋教育長 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席者は5名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより平成31年湯河原町教育委員会1月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、早藤委員、小松委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件（1）議決事項の議案第27号 湯河原町児童・生徒修学援助費（新入学用品費）の平成31年度中学校入学前支給の交付決定についてでございます。これにつきましては、個人情報を含むものでございます。（2）協議事項の協議第41号 3月補正予算について、これにつきましても、今後予算編成になるということで、未確定のものでございます。協議第43号 就学を希望している外国籍の児童・生徒について、これにつきましても、個人情報を含むものでございます。協議第44号 湯河原町ヘルシープラザ条例施行規則の一部を改正する規則について、これにつきましても、規則が町長の規則ですので、それについての関係です。協議第45号 美術館カフェイベント企画書（案）についてですが、これにつきましても、未成熟でございます。（3）報告事項 ② 行政文書公開請求について、これも個人情報を含むものでございます。この6件について、非公開としたいと思います。非公開とすることにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この6件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）平成30年12月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。平成30年12月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 12月教育委員会定例会議事録をご覧ください。

※ 訂正箇所 なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、平成30年12月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、平成30年12月教育委員会定例会議事録については、承認されました。

案 件

（1）議決事項

議案第28号 湯河原町立学校職員服務規程を制定する訓令について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第28号 湯河原町立

職員服務規程を制定する訓令について、事務局から提案理由の説明をお願いします。
鈴木学校教育課副課長 議案第28号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第28号 湯河原町立学校職員服務規程を制定する訓令について 説明)

- 具体的な事項を定め、新たに服務規程を制定する必要があるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第28号についてお諮りいたします。議案第28号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 湯河原町教育災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示について

高橋教育長 次に、議案第29号 湯河原町教育災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第29号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第29号 湯河原町教育災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示について 説明)

- 入院見舞金の区分について見直し、要綱の改正をするもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第29号についてお諮りいたします。議案第29号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成31年度学校休業日について

高橋教育長 次に、議案第30号 平成31年度学校休業日について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富田教育指導担当課長 議案第30号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第30号 平成31年度学校休業日について 説明)

- 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第2項の規定に基づき、学校休日を定めるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第30号についてお諮りいたします。議案第30号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成31年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択について

高橋教育長 次に、議案第31号 平成31年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第31号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第31号 平成31年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択について 説明)

- ・使用予定の教科書が絶版及び品切れであるとの県教育委員会からの報告により、改めて採択する必要があるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 理由はよくわかりましたが、採択する教科書一覧の他に、絶版になった教科書の一覧もあった方がよかったです。

鈴木学校教育課副課長 わかりました。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第31号についてお諮りいたします。議案第31号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 湯河原町教育関係施設等の使用料の減額及び減免に関する規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第32号 湯河原町教育関係施設等の使用料の減額及び減免に関する規則の一部改正について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長 議案第32号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第32号 湯河原町教育関係施設等の使用料の減額及び減免に関する規則の一部改正について 説明)

- ・当該冷房・暖房設備の使用料の減額及び減免に関する規定をするため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 ここには金額の明記は難しいんですが、参考として、冷暖房の施設利用料、電気代のみ、大まかで結構ですが、どのくらいですか。

富士川社会教育課長 指定管理者とすでに協議をしております。指定管理者からは、実費相当分の額として、1時間当たり500円～600円にさせていただきたいと。条例上は1時間当たり2,000円という規定になっておりますが、基本料金を除いて、実際に使う分として、500円～600円という打診をいただいております。計算方法については、まだ示されておりません。

早藤委員 一般に使った場合には、冷暖房施設利用料というのが1時間当たり2,000円ぐらいで、電気代のみといった場合には、500円～600円ということですか。

富士川社会教育課長 以前に試算をいたしましたが、最も暑いときに使った場合の電気使用料を計算すると、基本料金を除いても、1時間当たり千何百円だったと思いますが、平均を取りますと、もう少し低いだろうというのが指定管理者の推測だと思います。それから、基本料金はわかっておりませんので、基本料金を除いて、実際に使用した分の電気使用料でいきますと、500円～600円になるのではないかということで打診がありました。電気使用料の実費相当分については、年度前に協定書を指定管理者と結ばせていただいて、町の方に申し入れするような形になります。いまのところ協議はしておりませんが、500円～600円という打診があったということでございます。

高橋教育長 動く可能性もありますね。

富士川社会教育課長 年度初めごとに、そういう協議、試算をしないといけないかなと思っております。

早藤委員 もちろんそれはわかります。たとえば、指定管理でそういう施設を使うものの中には、ヘルシープラザがあります。それと町民体育館と同じような感覚での冷暖房施設の利用料、電気料というものがないと、使用者側にとって不具合なのかなと思います。

富士川社会教育課長 教育関係施設の使用料の減額の規則の中に、規定されている「施設等」というのは、町民体育館と町立の学校施設です。学校には冷房はないんですが。それらが広く町民に使っていただくということで、減免規定があります。ヘルシープラザについては、今回改正する規則には記載されておりません。ヘルシープラザについては、教育関係施設から外した形での規定になっているということで、今回の規定については、町民体育館のみにつ

いての規定になっております。

早藤委員 指定管理者制度を利用するようになったときには、町民体育館は入っていませんでした。あとから入ってきて、しかも冷暖房も入ったということもありますが、使う側からしたら、町民体育館もヘルシープラザも、ほぼ同じような感覚で使うと思います。今回は仕方ないにしても、今後はその辺を均一化していかないと、所管がどこだとか学校施設だとか、社会教育施設だとかということでの違いというのは、一般の方から見て、非常にわかりにくいと思います。使う人にとって理解しやすいようなものを規定していくべきではないかと思います。

高橋教育長 ヘルシープラザの冷暖房使用料はいくらなんですか。

富士川社会教育課長 2階の多目的室は3分割になりますが、全面使いますと、1時間3,000円、3分の1で1,000円となります。

高橋教育長 減免規定はないですか。

富士川社会教育課長 基本的にないと思います。

高橋教育長 その辺の調整は、今後必要ですね。先ほど言いましたように、金額が少し変わるかも知れませんし、実際に稼働してみないとわかりません。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第32号についてお諮りいたします。議案第32号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号 湯河原町民体育館条例施行規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第33号 湯河原町民体育館条例施行規則の一部改正について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長 議案第33号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第33号 湯河原町民体育館条例施行規則の一部改正について 説明)

- ・指定管理者に管理をさせるとき、料金徴収をさせるときの読み替え規定が入っていなかつたため

高橋教育長 法的には間違いないですね。

富士川社会教育課長 間違いないです。他市町村もこういった規則になっております。

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

西山委員 従来は「使用料」という言葉を使っていたものが、「利用」という言葉になったと理解すればいいですか。

富士川社会教育課長 町がお金を徴収する場合には使用料ですが、指定管理者がお金を徴収する場合には、利用料という言葉に読み替えます。

西山委員 それでは、町自体は従前どおり、「使用料」で対応するということですね。

富士川社会教育課長 読み替えるということですね。

高橋教育長 指定管理でなくなる場合もあるんですか。

富士川社会教育課長 指定管理者に管理を行わせる場合には、そのように読み替えるということです。

高橋教育長 指定管理制度ではなく、直接管理する場合もあります。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第33号についてお諮りいたします。議案第33号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号 湯河原町育英奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長 次に、議案第34号 湯河原町育英奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制

定について、事務局から提案理由の説明をお願いします。
菅沼学校教育課長 議案第34号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町育英奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 説明)

・奨学生の選考基準に、町税等の未納がないことを加えるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第34号についてお諮りいたします。議案第34号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第42号 平成31年度湯河原町教育委員会基本方針（案）について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第42号 平成31年度湯河原町教育委員会基本方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 協議第42号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第42号 平成31年度湯河原町教育委員会基本方針（案）について 説明)

・訂正箇所 説明

高橋教育長 説明が終わりました。何かご意見等はございますか。

早藤委員 8ページに「花いっぱい教育の推進」とありますが、現実的にはどういうものがありますか。

菅沼学校教育課長 各学校で種や球根を購入して、花壇に植えて育てるものです。町の予算措置上は小・中学校にそれぞれ数万円ずつ、それぞれの学校で必要な種や球根や土を購入するものです。

高橋教育長 ボランティアの部分もありますが、千歳川の菜の花など、そういう部分も含めて、体験活動も併せて、花いっぱい教育ということです。

早藤委員 だいぶ前に、菊づくりがあったと思いますが、それは全くないんですか。

高橋教育長 いまはないですね。指導者も必要になりますしね。

早藤委員 次に、18ページの(2)のイで、「自然科学教室等の開催」ということで、「環境学習」という文言は削ってありますが、環境というのは入れるべきものだと思います。実際にやっている科学教室というのはわかるんですが、環境を入れないと、教育として後退していると思います。環境教育というのは、基本的にどこかに入れなければいけないんです。学校教育でも社会教育でも、環境を消すということは、まずいんじゃないかなと思います。何らかのところで、環境を入れ込むような内容をつくっていくべきだと思います。

高橋教育長 これはなぜ削ったんですか。

富士川社会教育課長 自然科学教室を推して、いろいろなことをやっています。

高橋教育長 それを含めて、環境じゃないですか。

早藤委員 たとえば星を見るにしても、海の生物を観察するにしても、環境が大事だよというのを教えるながらやらなければいけない。もっと積極的に、環境というものを出していくのが本来だろうと思います。

高橋教育長 社会教育としては、事実、そういうこととしてやっているわけですよね。

西山委員 子どもたちを対象にした各種講座の狙いは、当然、この環境の内容が含まれていると思います。実際にやっていないわけじゃないですし、これからやろうという事業にも、従来と同じような形で、この環境の意味合いが含まれていると思います。早藤委員がおっしゃったように、環境は入れていただきたいと思います。

高橋教育長 SDGsが漏れていますね。入れた方がいいですね。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、いまご指摘がありました点についてですが、花いっぱい教育については、

このままでよろしいですか。

早藤委員 実際に目に見えないというか、各学校ではやっているけど、町全体としてとなると、共通したものがないと、どうなのかなということがありましたが、わかりました。

高橋教育長 これに S D G s を追記して、皆さんにまたお知らせしていただきたいと思います。

早藤委員 「花いっぱい」の運動というのは、2 0 年ぐらい前に町じゅうでやっていましたけど、

いまは環境とか自然とか、そういう文言を入れた方がいいんじゃないかと思います。

高橋教育長 それをメインの言葉とするんですね。S D G s とか環境というのを前に出して、その下の項目として、こういうことをやっていくということですね。

早藤委員 あの程度の花壇で「花いっぱい」というのは、何かちょっとおこがましいような。

高橋教育長 わかりました。

早藤委員 なくせということではなく、いいことなので、自然とか環境という文言を大きくしてほしいと思います。

高橋教育長 それでは、その辺を修正させていただいて、皆さんにお送りします。継続協議ということでよろしいでしょうか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、継続協議ということで、次回の定例会で決定したいと思いますが、予算を伴うものについては、未確定であるということで、ご承知いただきたいと思います。

(3) 報告事項

① 平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について、事務局から説明をお願いします。

富田教育指導担当課長 資料はございません。先週1月15日から17日にかけて、各校、また教育センターにポストを設置し、保護者から調査についてのアンケートを実施し、該当する事案があったら、投函してくださいと実施いたしました。あわせて、各学校の教職員に対しても、そういう事案がないか、調査を実施いたしました。まだ、すべて集まったわけではなく、今後分析し、必要に応じて、対応をしていきたいと思っております。

高橋教育長 これにつきましては、例年のものでございます。結果については、ご報告させていただきます。

③ 平成31年成人のつどいについて

高橋教育長 次に、③ 平成31年成人のつどいについて、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、平成31年成人のつどいについて 説明)

・出席率 男性71%、女性70% 合計70% (昨年より7%増)

高橋教育長 報告が終わりました。何かございますか。

小松委員 先日、新聞で、女性は振袖がドレスコードのようになっていて、振袖を用意できない家庭の女子大生が出席できなかったという記事を見ました。そういう理由で出席できない方がいたら、各家庭で着なくなったり振袖を着させてもらうという記事も読みました。そういう視点も今後必要かなと思いました。レンタルでも、20万ぐらいかかるようです。

高橋教育長 いかがでしょうか。

貴田委員 出席率が昨年と比較して上がったということで、非常に嬉しく思います。何か要因はありますか。

富士川社会教育課長 人数で言えば、10人ということで、微増なんだと思います。なぜ人数が増えたのかは考えておりませんでした。

早藤委員 家族ぐるみの人が年々増えていて、すごくいい状況だと思います。それが今年のように、非常に和やかなムードでの式典になったのかわかりませんが、やはり家族や知人が来れば、変な行動もしないと思います。たまたま、家族以外の方で、日本の成人式を見たいということでご覧になられた方もすごく感激していました。日本のこういう習慣というのを発信するいい場所だなと思います。できるだけ参加できる方が増えるといいなと思います。

高橋教育長 何歳で式を挙行するのかということで、20歳のままというです。皆さんにもお考

えいただいて、早い時期に決定したいと思います。

④ 美術館カフェイベント実績報告（12月）について

高橋教育長 次に、④ 美術館カフェイベント実績報告（12月）について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 資料4をお願いします。

（資料に基づいて、美術館カフェイベント実績報告（12月）について 説明）

- ・親子ワークショップ

高橋教育長 報告が終わりました。何かご質問はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 平松礼二名誉館長課外授業報告について

高橋教育長 次に、⑤ 平松礼二名誉館長課外授業報告について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 資料5をお願いします。

（資料に基づいて、平松礼二名誉館長課外授業報告について 説明）

- ・ステンドグラス工房見学と夢への授業

高橋教育長 報告が終わりました。私も行きましたが、予定時刻を過ぎても、興味津々で帰ろうとしないんです。中には、日本画を描きたいという生徒もいました。何かご質問はございますか。

早藤委員 私は、対象者が限られていて、非常によくないと思います。美術部員しか参加できないですが、それ以外にも、絵に興味がある人はたくさんいます。中学生に限定するのはいいんですが、定員を決めて先着何名とか、そういうことを含めて実施した方がいいと思います。今後やっていくなら、不公平になってはいけないので、美術部員に限らないように強く要望いたします。

高橋教育長 それも考えたんですが、この日は学校が休みであるということと、ご覧になっておわかりのように、キャパも決まっていますし、クレアーレさんに何回もお願ひするというのも、なかなか難しいところがあります。しかも、今回は平松先生の作品ということです。美術部は、以前にも平松先生のアトリエにも来ていただいています。そのときのつながりもあり、先生もそういう形でお迎えしたというところがあります。全校に対してやっていくというのは、なかなか難しいかなと思います。今後、クレアーレさんともお話をしていく必要はあると思います。

早藤委員 それでも違うと思います。いくらいまでの経緯があるとしても、その特典があるのは、美術部の生徒だけなんです。美術部に入っていなければ、こういう機会は100%ないわけですから、初めから門戸を広げておく。ただ、美術部には先に申し込みができるわけなので、先着順などにすればいいと思います。

高橋教育長 先着順にしたとしても、何名かになってしまいますよね。

早藤委員 もちろん、そうなっても、キャパが限られているから仕方ないんです。全部に対応するという意味ではない。これでは、あくまでも限定された生徒しか知らないことですので、おかしいと思います。

高橋教育長 先生としても、アトリエに来たときの関係性がありますから。

早藤委員 わかりますよ。でも、平松先生の主催ではないじゃないですか。だからこそ、そこは教育委員会が主導すべきだと思います。

高橋教育長 まず先生からお話があったんです。ステンドグラスになるということで、クレアーレさんともお話をしてください、見に行く機会を設けてくださったんです。そういったご意見もあるということです。

池谷美術館長 検討していかなければいけないと思います。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 美術館正月入館者数等について

高橋教育長 次に、⑥ 美術館正月入館者数等について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、美術館正月入館者数等について 説明)

- ・入館者数、新年お楽しみ抽選会

高橋教育長 報告が終わりました。何かご質問はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

湯河原温泉オレンジマラソンの応募状況について

高橋教育長 次に、(4) その他に入らせていただきます。湯河原温泉オレンジマラソンの応募状況について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 昨日現在での申込者数でございますが、2,612人の申し込みがございました。締め切りは明日、25日でございます。ここ2年ぐらい募集期間を延長しております。昨年より150人くらいが多いですが、本年についても、3,000人を募集させていただきたいと思っておりますので、来週くらいまで延長させていただき、3,000人に達したところで、締め切らせていただきたいと考えております。

高橋教育長 昨年は、延長してから3,000人に達したんですか。

富士川社会教育課長 そうです。

高橋教育長 それでは、このような形にしたいと思います。その他、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、以上で秘密会を除く日程は終了いたしました。

※ 秘密会

案 件

(1) 議決事項

議案第27号 湯河原町児童・生徒就学援助

費（新入学用品費）の平成31

年度中学校入学前支給の交付決定について

高橋教育長 それでは、秘密会に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第27号 湯河原町児童・生徒就学援助費（新入学用品費）の平成31年度中学校入学前支給の交付決定について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第27号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第27号 湯河原町児童・生徒就学援助費（新入学用品費）の平成31年度中学校入学前支給の交付決定について 説明)

(2) 協議事項

協議第41号 3月補正予算について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第41号 3月補正予算について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 協議第41号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第41号 3月補正予算について 説明)

協議第43号 就学を希望している外国籍の児童・生徒について

高橋教育長 次に、協議第43号 就学を希望している外国籍の児童・生徒について、事務局から説明をお願いします。

富田教育指導担当課長 協議第43号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第43号 就学を希望している外国籍の児童・生徒について 説明)

協議第44号 湯河原町ヘルシープラザ条例施行規則の一部を改正する規則に

について

高橋教育長 次に、協議第44号 湯河原町ヘルシープラザ条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 協議第44号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第44号 湯河原町ヘルシープラザ条例施行規則の一部を改正する規則について 説明)

(3) 報告事項

② 行政文書公開請求について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。② 行政文書公開請求について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、行政文書公開請求について 説明)

※ 秘密会終了

高橋教育長 それでは、次回開催日程についてでございます。2月定例会は2月7日です。3月定例会については、教職員の関係がありますので、3月26日（火）午後1時30分から、これは例年の日程でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、1月教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。